

小田原市市民活動推進委員会報告書概要

<第 1 期>

(1) 「市民活動に対する新たな財政的支援のあり方」について

○資金調達仕組み

- ・市民活動を地域全体で支えていくために、企業や市民等から寄付を受けられる市民活動応援基金（仮称）を設置する。

(2) 新たな表彰制度のあり方

○表彰制度仕組みづくり

⇒平成 22 年度から「地域力・市民力表彰」を実施。

○市民の活動を称えあう環境づくり

- ・市民活動関係者や市民が一堂に会するフェスティバルを開催する。

⇒平成 17 年度からサポセン祭りを実施。

<第 2 期>

小田原の市民活動を活発にするための方策として、次の 4 点について提案をいただいた。

- ①指定管理者制度の積極活用
- ②ボランティアコーディネーターの制度化
- ③若い世代が楽しく自然に市民活動に取り組める環境づくり
- ④地域団体と市民活動団体との連携

<第 3 期>

(1) 市民活動に対する理解の向上策

活動の存在を P R するとともに、他の市民団体や地域団体との相互理解と協力を推進する必要があり、行政としても、常に市民への周知・啓発を図ることが重要である。

○行政による取り組み

- ・活字媒体（「広報小田原」など）による活動および活動団体の紹介
- ・市民活動を紹介するホームページの充実・強化
- ・市民活動団体との協働の多様化

○市民活動団体による取り組み

- ・市民活動団体自体による活動の積極的な P R
- ・様々なイベントへの積極的な参加
- ・地域団体との積極的な交流

○市民活動をサポートする団体による取り組み

- ・市民活動サポートセンターのPR、利用促進策の考案、事業の拡充
- (2) 地域団体と市民活動団体の連携
- ・人的ネットワークの形成と団体間ネットワーク
 - ・「交流の場」の提供

<第4期(中間報告)>

(1) 「提案型協働事業」の実施

「提案型協働事業」には、大きく分けて「行政提案型」と「市民提案型」の2つのタイプがあり、最終的にはその両方が必要であるが、今回の提言では、まず早急に取り組んでいただくことを優先とし、平成22年度からモデル事業として、実現可能な部分から始めていただきたい。

ただし、本格的な制度については、平成23年7月を目処に本委員会でもとめる提言を基に創設していただきたい。

⇒平成23年度から提案型協働事業を実施。

(2) 事業仕分けにおける要検討事業のあり方について

① ボランティア活動補償制度

公益的なボランティア活動を行っている方々に対して補償制度を設けることは、安心して活動できる環境を整備するにあたって、行政の重要な役割の一つと考える。利便性の高い事業となっており、市民に周知徹底を図りつつ、今後も継続していただきたい。

② ボランティア活動カード(まごころカード)

若い世代がボランティア活動を始める、また続けるきっかけとして実績を上げている事業であり、ボランティアへの意識を高めていく事業として、今後も継続していただきたい。ただし、活動への感謝というカードの趣旨が十分に周知され、ボランティア活動を称えあう社会の醸成という本来の目的の達成につながるよう、検討いただきたい。

<第4期>

(1) 市民と行政との協働について

○協働の必要性や定義、諸形態を踏まえて今後の施策展開についての検討

①協働事業を推進するための重要な要素として、市民活動団体と行政間での「目的や課題の共有」、「対等な関係の保持」、「役割分担」、「相互信頼」の必要性を指摘するほか、行政職員による市民活動への参加の必要性など。

②また、「提案型協働事業」については、中間報告書(平成22年3月)の内容を前提として、「行政提案型」と「市民提案型」について、より具体的な制度設計に言及。

(2) 市民活動の充実・促進策について

○すでに小田原市において実施されている市民活動の諸制度について、さらなる充実・促進策の検討

①市民活動応援補助金制度

補助率の見直し、制度の周知、手続きの簡略化、現場訪問の必要性など

⇒平成24年度から補助率の高いプランを追加。平成23年度から各補助事業の現場訪問を実施。

②ボランティア活動補償制度

市民活動の環境整備における本事業の役割、事業継続の必要性など

③市民活動サポートセンター

団体間の交流の促進、イベントの周知、施設規模の拡大や機能強化など

④市民活動推進委員会

応援補助金の審査のほか、より踏み込んだ議論のための開催数増加

(3) 市民活動団体と地域活動団体の連携について

○両団体の連携の必要性が認識されるが、全国的にも連携事例が少なく、今後の連携を推進していくための方策を検討

①両者の連携は、地域活動団体の担い手充足の解消や市民活動団体の活動フィールドの確保が可能となり、地域の活性化や地域の課題解決に結びつくことが期待される。

②両者の連携は容易ではないが、関係者における先進事例の情報共有、団体相互の交流機会の設定、連携希望の発信の場の設定など、まずは行政や中間支援組織による環境整備から着手すべき。

⇒平成23年度から市民活動団体ネットワーク形成事業として実施。

<第5期>

(1) 市民活動応援補助金制度の見直しについて

市民活動応援補助金制度の更なる充実化・活性化を目的に現行制度の良い点は生かしながら、予算規模の小さな団体が活動を維持・発展できるような補助率の高いプランの追加と、事業完了後の評価方法について検討した。

【対応】平成24年度から補助率の高いプラン（補助率70%・上限額20万円）を追加。

平成24年度から報告会に出席し、委員会として交付事業の評価・検証を実施。

(2)「協働事業のガイドライン」の策定について

「協働」については、第3期委員会での議論を踏まえて、第4期委員会でも議論が深められ、協働の必要性や具体的な施策の展開についてまとめた報告書が提出された。

小田原市では、平成16年度から市民活動応援補助金制度に、平成23年度から行政提案型協働事業に着手している。今後、総合計画で掲げる「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向けて、協働に対する市職員の意識醸成のほか、市民活動団体においても行政との具体的な協働のあり方について理解を深めていく必要がある。

そこで、委員会では、協働事業に関する基本的な事項を取りまとめたガイドラインの策定を行った。

⇒委員会からの「協働事業のガイドライン」の提出を受け、市として「協働事業のガイドライン」を平成25年度に策定。

<第6期>

○諮問事項 「小田原市における中間支援組織のあり方について」

「市民活動サポートセンター」「国際交流ラウンジ」「女性プラザ」などの施設を集約し、新たな拠点となる「おだわら市民交流センター」を開設する市の計画を踏まえた議論を行い、望まれる機能や運営方法の考え方などについて平成25年12月に答申した。

○「行政提案型協働事業のあり方について」

平成23年度から実施している本事業の課題が明らかになったことから、その改善策を検討し、制度の仕組みを変更することとした。

○「市民活動における活動資金のあり方」

市民活動の継続と発展における課題の一つとして活動資金が挙げられることから、市内団体に対する活動資金に関する調査結果をもとに、そのあり方について検討した。